

○茂原市立小中学校統合準備委員会設置要綱

令和4年3月25日

茂原市教育委員会告示第4号

(設置)

第1条 茂原市立小学校又は中学校の統合について、円滑な移行を目指すとともに、所要の準備に資するため、統合準備委員会（以下「準備委員会」という。）を統合する学校の組合せごとに設置する。

(所掌事務)

第2条 準備委員会は、次に掲げる事項を協議及び検討する。

- (1) 統合する学校の統合準備に関すること。
- (2) その他統合に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 準備委員会は、16名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 統合する学校の保護者を代表する者
- (2) 統合する学校の通学区域内の住民を代表する者
- (3) 統合する学校の教職員を代表する者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条の所掌事務が終了するまでとする。

2 委員が前条第2項の規定に該当しなくなった場合は、委員の職を辞したものとみなし、補欠委員を選任する。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 準備委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理し、準備委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 準備委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長がこれを招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が選任されていない場合は、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところに

よる。

- 4 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 準備委員会は、第2条に規定する事項について調査検討を行うために専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、準備委員会の指示により、所掌事務に係る調査、検討、調整及び関連する業務を行うものとし、その経過及び結果を準備委員会へ報告するものとする。

- 3 専門部会は、第3条の規定により委嘱又は任命された委員で組織する。

- 4 専門部会は、部会長、副部会長及び専門部員で組織し、部会長及び副部会長は専門部員の互選により定める。

- 5 専門部会は、部会長が招集し、運営については第6条の規定を準用する。

- 6 部会長は、専門部会の業務を総理する。

- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(教育委員会への報告)

第9条 準備委員会は、第2条に規定する事項の協議及び検討結果について、教育委員会へ報告するとともに、市民への広報に努めるものとする。

(庶務)

第10条 準備委員会及び専門部会の庶務は、教育委員会教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長又は部会長と協議して、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。